

議案第40号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(特殊現場作業手当)

第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)・(2) 略

(3) 職員が道路の交通を遮断することなく行う次に掲げる作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるものに従事したとき。

ア 略

イ 略

ウ 略

(4) 職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 県の管理する道路、河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業

(特殊現場作業手当)

第19条 特殊現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)・(2) 略

(3) 県土整備部又は総合事務所に所属する職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 交通を遮断することなく行う次に掲げる道路の維持修繕等の作業で、日没時から日出時までの間又は当該作業を行うに当たって危険と認められる警報等が行われている期間において行われるもの

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 略

イ 県が管理する道路及び河川等において著しく腐敗し、又は損壊した鳥獣の死体を処理する作業

イ 県の管理する河川等において著しく腐敗した魚の死骸を
処理する作業（作業に従事した時間が人事委員会規則で定
める時間に満たないものを除く。）

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第4号の業務 300円
- (2) 前項第3号の業務 600円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号の業務	第4号の業務

2 前項の手当の額は、職員が業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号、第2号及び第3号イの業務 300円
- (2) 前項第3号アの業務 600円

3 第1項各号に掲げる業務のうち次の表の左欄に掲げる業務に係る手当が支給される日については、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる業務に係る手当は、支給しない。

略	
第3号イの業務	第3号アの業務
第3号ア(ウ)の業務	第3号ア(ア)の業務 第3号ア(イ)の業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。